

## 認定特定建築物整備事業手続きのながれ（新築の場合）

① 申請者より事前相談

公益的施設として補助対象事業となるか建築相談課に確認する。（認定特定建築物として施設を整備するか、工事（施工）計画等を検討する）



② 設計業者と契約し、認定特定建築物として施設の実施設計を行う



③ 米子市に認定特定建築物の建築等及び維持保全の計画等を提出する



④ 米子市が審査し、認定特定建築物として認定書を交付する



⑤ 申請者より米子市または確認検査機関に建築確認を申請する



⑥ 申請者より工事（施工）計画等の報告を米子市へ行う



⑦ 申請者より米子市へ補助金交付申請書類を提出



⑧ 米子市より申請者へ交付決定通知書を送付



⑨ 契約（申請者と工事業者）、着手届出書を提出し、工事に進む（交付決定後に行う）



⑩ 工事完了後、申請者より米子市へ完了届、実績報告書の提出を行う（米子市が工事後の現地確認を行う）



⑪ 米子市が実績報告等を確認し、補助金額の確定を行う



⑫ 補助金額の確定後、米子市から申請者へ補助金を支払う

 申請者が行う